

## 五所川原市体育施設照明LED化業務公募型プロポーザルに係る公告

五所川原市体育施設照明LED化業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年1月5日

五所川原市長 佐々木 孝昌

### 記

#### 1 業務の概要

- (1) 業務名 五所川原市体育施設照明LED化業務
- (2) 業務内容 「五所川原市体育施設照明LED化業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和8年12月7日まで
- (4) 提案上限額 46,970,000円（消費税及び地方消費税含む。）

#### 2 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を全てに満たしていること。

##### (1) 参加形態

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本業務を行う能力を有する単体企業、グループ又は複数の企業の共同体（以下「グループ等」という。）とする。また、参加申請書類の受付後においては、原則として参加者の構成員の変更及び追加は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めた場合はこの限りでない。

##### (2) 参加者の役割

①参加者は次の役割を全て担い、グループ等の場合は各構成員が次の役割を分担するものとする。

ア 統括役割：本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、事業遂行の責を負う。

イ 調査設計役割：現地調査・設計・計画に関する業務を担う。

ウ 機器調達役割：LED照明器具及び必要部材の調達に関する業務を担う。

エ 施工管理役割：施工・施工管理に関する業務を担う。

②グループ等で応募する場合は、統括役割を担う代表企業を1者選定し、その代表企業が本市との連絡窓口、契約締結等を行い、事業の遂行の責を負うものとする。また、参加申請時に参加者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。なお、統括役割以外の各役割は、複数の企業での構成も可とする。

##### (3) 参加資格

①地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

②参加申込書提出の提出期限から受託者確定の日までの期間、五所川原市から指名停止の措置を受けていないこと。

③会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと。

④市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。施工管理役割にあたるものについては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による電気工事に係る許可を有し、施工に際して必要な法に規定する資格等を有する技術者を配置できること。

- ⑤国税、地方税（本店所在地の県税・市町村税）を滞納していないものであること。
- ⑥県内に本店又は支店、事業所を有すること。
- ⑦調査設計役割を担う者は、令和元年度以降で、国または地方公共団体が発注する公共施設の類似の調査業務の契約実績を有すること。
- ⑧統括役割を担う者は、令和元年度以降で、国または地方公共団体が発注する類似の業務の契約実績を有すること。なお、類似の業務とは、2以上の施設を対象として、提案上限額の90%以上の契約金額の業務（リース方式を含む）を指す。
- ⑨次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

### 3 応募手続等

#### （1）担当（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1  
五所川原市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係（担当：太田）  
電話 0173-35-2111（2932）  
FAX 0173-23-4095  
E-mail sports@city.goshogawara.lg.jp

#### （2）参加資格手続等

##### ア 参加申請書等の提出

参加希望者は、実施要領で示された書類を次のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和8年1月23日 午後5時まで
- ② 提出場所 （1）と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

##### イ 企画提案書の提出

参加資格要件を有し、企画提案書の提出を依頼された者は、実施要領で示された書類を添付し、次のとおり企画提案書を提出すること。

- ①提出期限 令和8年2月13日 午後5時まで
- ②提出場所 （1）と同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によること。

### 4 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年1月5日（月）
(2) 参加申請受付期限	令和8年1月23日（木）午後5時まで
(3) 質問受付期限	令和8年1月16日（金）午後5時まで
(4) 質問回答期限	令和8年1月21日（水）まで
(5) 参加資格審査結果通知	令和8年1月29日（木）
(6) 図面等の閲覧及び現地確認	令和8年1月30日（金） ～令和8年2月9日（月）まで
(7) 企画提案書提出期限	令和8年2月13日（金）午後5時まで
(8) プレゼンテーション	令和8年2月18日（水）
(9) 受託候補者の決定・公表・通知	令和8年2月24日（火）
(10) 受託候補者との議協	結果通知日～令和8年3月上旬（予定）
(11) 本契約締結	令和8年3月上旬～中旬

## 5 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積額が提案上限額を超えてる場合